管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成28年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 鶴巻 克恕

新潟県人事委員会規則第12-89号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(規則第12-3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

	改	正 後			改	正 前
リ 表			別	表		
機	関	職		機	関	職
本庁	(略)			本庁	(略)	
	教育委員会	教育次長 課長 室長			教育委員会	教育次長 課長 室長
	事務局	企画主幹 課長補佐			事務局	企画主幹 課長補佐
		(総務課関係)				(総務課関係)
		職員係長 給与係長 副				職員係長 給与係長 職
		参事(法規審査に関する				員係の主査、主任及び主
		事務を行うものに限る。)				事(人事、職員団体に関
		職員係の主査、主任及				する事務を行うものに限
		び主事(人事、職員団体				る。) 給与係の主査及び
		に関する事務を行うもの				主任
		に限る。) 給与係の主査				(略)
		及び主任 主査及び主任				
		(法規審査に関する事務				
		<u>を行うものに限る。)</u>				
		(略)				
	(略)				(略)	
本庁以	(略)			本庁以	(略)	
外の機	職業能力開	校長 副校長 総務課長		外の機	職業能力開	校長 副校長 総務課長
関	発校	庶務課長 能力開発支		関	発校	庶務課長
		援課長(庶務に関する事				
		務を行うものに限る。)				
	(略)				(略)	
	青少年研修	所長			青少年研修	所長 <u>次長</u>
	センター				センター	
	少年自然の	所長 次長			少年自然の	所長
	家	/// <u> </u>			家	
	•					
(略)				[## +v /	(略)	
備考(略)			備考((略)	

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。